様式第１（第３条関係）

［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］		
			［略］		
［略］					
［略］					
［略］					
［略］					
欠格事由に関する事項	［略］				
	［略］				
	3　心身の故障により高圧ガスの製造を適正に行うことができない者として経済産業省令で定める者				
	［略］				

［略］

備考　表中の［　］は注記である。

（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行規則（平成七年通商産業省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（製造の許可の申請） **第二条**　［略］ 2　法第五条第四号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により特定物質の製造を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	（製造の許可の申請） **第二条**　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第四条第一項第三号の経済産業省令で定める者） **第五条の二**　法第四条第一項第三号の経済産業省令で定める者は、精神の機能の障害により液化石油ガス販売事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	［新設］

様式第１（第３条関係）

［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］		
			［略］		
［略］					
［略］					
［略］					
［略］					
欠格事由に関する事項	［略］				
	［略］				
	3　成年被後見人				
	［略］				

［略］